**個人情報適正管理規定**

事業所名　　中小企業IT支援事業協同組合

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、技能実習生の受入れを担当する職員とする。個人情報取扱責任者は監理責任者井口純一とする。

2. 監理責任者は、個人情報を取り扱う１に記載の事業所内の職員に対し、個人

 報取り扱いに関する教育・指導を年１回実施することとする。また、監理責任

 者は、個人情報取り扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。

3.　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求

があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事

実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂

正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事

実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能

実習生等への周知に努めることとする。

4.　技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者井口純一とする。